

宇佐市ホームページ広告掲載募集要項

1 趣旨

この要項は、宇佐市広告料収入事業実施要綱（平成 19 年宇佐市告示第 38 号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、宇佐市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定める。

2 広告の方法等

- (1) 市ホームページへの広告の掲載は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。以下同じ。）による。
- (2) 要綱第 3 条に該当する広告は、掲載することができない。バナー広告のリンク先の掲載内容が要綱第 3 条に該当する場合も同様とする。

3 規格及びデザイン

- (1) バナー広告の規格は、次のとおりとする。
 - ① 画面表示は、縦 85 ピクセル、横 280 ピクセルとする。
 - ② データの形式は JPEG もしくは PNG 形式とする。
- (2) バナー広告のデザインは、次のいずれにも該当しないものとする。
 - ① 市の事業であると誤解をされるおそれのあるもの
 - ② 市ホームページのイメージを損なうおそれのあるもの
 - ③ 画像に点滅、自動スクロール、アニメーション等を使用したもの
 - ④ 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

4 掲載料

バナー広告の掲載料は、月額 10,470 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5 掲載期間

バナー広告の掲載期間は、1 月（1 日～末日）を単位とし、一度の申込で最大 12 カ月までとする。

6 広告掲載の募集

- (1) バナー広告の掲載は、公募によるものとし、募集は市長が指定する期間に市ホームページ等で行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、広告を随時募集することができる。

7 広告掲載の申込み及び決定等

- (1) 市ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、以下の方法で締切日までに市長に申し込みを行わなければならない。締切日は掲載希望月の前月 10 日とし、締切日が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。
 - ① 宇佐市ホームページ掲載申込書（様式第 1 号）の提出（持参、郵送又はメール）
 - ② 宇佐市ホームページ掲載申込フォームへの登録
- (2) 前項申込書の提出先は下記のとおりとする。

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田 1030-1「宇佐市役所 秘書広報課 ホームページ広告担当」

メールアドレス：kouhou06@city.usa.lg.jp
- (3) 市長は、前項の規定による申込みがあったときは内容を審査し、その結果を宇佐市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第 2 号）により、申込者に通知するものとする。
- (4) 市長は、前項の広告掲載に係る決定を行った後に事情変更等により、広告の内容等が要綱第 3 条の基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

8 広告掲載料の納入

- (1) 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、掲載料を納入しなければならない。
- (2) 2月以上連続して広告を掲載する場合は、当該掲載期間に係る掲載料を一括して納入しなければならない。
- (3) 既に納入した広告の掲載料は、返還しない。ただし、掲載料の納入後に広告主の責任によらない理由により広告が掲載できなかった場合はこの限りではない。

9 広告原稿の作成及び費用

- (1) 広告主は、バナー広告の原稿を市が指定する方法により、市長が指定する期日までに提出しなければならない。
- (2) 前項に規定する広告の原稿作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

10 広告内容に関する責任

バナー広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、市は一切これに関与しない。

11 広告掲載の取り消し

市長は、要綱第11条のほか次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載決定を取消し、又は中止するものとする。

- ① 広告の内容等の変更に広告主が応じない場合
- ② 指定する期日までに掲載料を納入しなかった場合
- ③ 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

12 補足

この要項に定めるもののほか、市ホームページへの広告の掲載について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年9月1日から施行する。